

最高裁判所(第二小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 更正をすべき理由がない旨の通知処分
取消請求上告受理事件

国側当事者・国

令和4年3月25日不受理・確定

(控訴審・大阪高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年10月7日判決、本資料271号-112・順号13614)

(第一審・大阪地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年3月4日判決、本資料271号-32・順号13534)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	水野 武夫ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	山本 陽介

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和4年3月25日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 菅野 博之

裁判官 三浦 守

裁判官 草野 耕一

裁判官 岡村 和美